

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、継続的な成長、企業価値の増大を図るため、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めています。さらに、高い倫理観に基づき、法令及び社会規範に沿った事業活動を行なうため業務改善推進室及びコンプライアンス委員会を設置しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 [更新](#)

10%以上20%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤輝英	3,470,300	28.47
株式会社サイバーエージェント	3,084,000	25.30
株式会社デジタルガレージ	960,000	7.87
MSCO CUSTOMER SECURITIES	875,100	7.18
大和証券株式会社	782,100	6.42
日本トラスト・サービス信託銀行株式会社	430,900	3.53
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	155,900	1.28
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	103,897	0.85
MORGAN STANLEY & CO. LLC	78,400	0.64
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	66,935	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

大株主(上位10名)から自己株式75,970株を除いており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機構構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
上保康和	他の会社の出身者										
近藤希望	他の会社の出身者										
高橋由人	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人的業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上保康和	○	○	——	上保康和氏につきましては、民間企業の財務責任者として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、当社の業務執行に関する意思決定において、適切な助言をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与を期待できるため、社外取締役として選任しております。
近藤希望	○	○	——	近藤希望氏につきましては、公認会計士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、当社の業務執行に関する意思決定において、適切な助言をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与を期待できるため、社外取締役として選任しております。
高橋由人	○	○	——	高橋由人氏につきましては、企業経営全般における豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、当社の業務執行に関する意思決定において、適切な助言をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与を期待できるため、社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

監査等委員の職務の執行に必要な補助すべき特定の補助使用人の配置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとしており、当社は、監査等委員との協議のうえ、人選し配置するものとしております。
補助使用人に指定された従業員は、監査等委員以外の取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものといたします。また、当該補助使用人の人事異動及び人事考課を行なう場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員、業務改善推進室、会計監査人が相互に定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実地するよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、中期的な業績向上や企業価値増大の意識を高めることを目的とし、ストックオプション制度の導入を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。但し、有価証券報告書にて全取締役の総額を開示しております。

平成27年9月期における 役員報酬等は以下の通りです。

取締役: 153,839千円(6人)

監査役: 16,800千円(3人)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

■取締役(監査等委員である取締役を除く。)

株主総会において承認された報酬限度額の範囲において、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬につきまして、基本報酬を役職、担当職務等の責任と執行の対価として連結ベースの報酬を取締役会にて決定し、賞与を各期の連結及び各事業の業績に連動して各社の取締役会にて決定しております。

■監査等委員である取締役

株主総会において承認された報酬限度額の範囲において、監査等委員である各取締役の報酬を、監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役全員が監査等委員であり、監査等委員の職務の遂行に必要な補助すべき特定の補助使用人の配置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとしており、当社は監査等委員との協議のうえ、人選し配置するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

1. 業務執行につきましては、法令・定款及び社内諸ルールの定めにより取締役会決議事項とされている重要事項については、月1回以上開催される取締役会において慎重に意思決定を行っております。

2. 監査・監督につきましては、取締役会において決定した内部統制システムの基本方針に基づいて体制の整備に努めています。

3. 指名・報酬の決定につきましては、取締役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由変更

当社は、監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員を経営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員として、経営への監視機能を強化しております。
また、当該社外取締役である監査等委員は、独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監査できる立場を保持しております。
これにより、十分な経営の監査・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	第16期定時株主総会開催日は平成27年12月10日でした。
その他	当社グループに対する理解をより深めていただくため、株主総会終了後同会場にて、当社グループの経営状況をご報告する場として『グループ事業報告会』を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、ディスクロージャー基本方針を定め、自社サイトに掲載することによって公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では四半期ごとに、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社では、自社サイトにIRライブラリを設け、有価証券報告書、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社ではIRに関する専門部署として経営管理/IR室を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり整備しております。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、「コンプライアンスルール」に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令並びに定款及び社内諸ルールを遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものといたします。また、コンプライアンス委員会を設置し、法令並びに定款違反、社内諸ルール上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報制度を整備するものといたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた場合の対応を管理部門で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

(3) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、「文書取扱ルール」に定められた期間、保存・管理するものといたします。

なお、当社取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(4) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の危機管理体制については、「リスク管理ルール」に基づいて、当社管理部門を管掌する取締役を全体のリスクの総括管理担当役員とし、当社業務改善推進室を責任部署といたします。また、業務改善推進室は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものといたします。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものといたします。

なお、当社子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内ルールその他の体制に準じた規程・ルール等を制定し、損失の危機等の管理に係る体制を整備します。

(5) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、週次で進捗管理を行ふものといたします。

定期取締役会については、月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものといたします。また、「職務権限ルール」により定められた決裁事項を機動的に意思決定するための各種委員会を設置しております。

また、子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、当社及び子会社各社の取締役会で承認された中期利益計画、年度予算等の達成に向けて、月次で進捗管理を行うものといたします。その他重要な情報についても子会社各社の取締役会にて報告を受けることとしております。

(6) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、子会社取締役の職務執行の監督を行うものといたします。

当社の関係会社管理担当部門に子会社管理を委託し、「関係会社管理ルール」に基づいて、一定の重要事項に関しては、当社の取締役会に対して、事前に報告することを義務づけ、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。業務改善推進室は、子会社のリスク管理及び法令遵守体制を構築するため、「内部監査ルール」に基づき、内部監査を実施するものといたします。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築いたします。また、業務改善推進室は、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(8) 監査等委員の職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)に関する事項、並びに補助使用人の監査等委員以外の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務の執行に必要な補助すべき特定の補助使用人の配置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとしており、当社は、監査等委員会との協議のうえ、人選し配置するものといたします。

補助使用人に指定された従業員は、監査等委員以外の取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものといたします。また、当該補助使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものといたします。

(9) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社の監査等委員に報告するための体制

常勤監査等委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものといたします。また、当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令違反等並びに当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとし、監査等委員は必要に応じていつでも当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものといたします。常勤監査等委員は、主要な子会社の監査役を兼務することにより、子会社の取締役、その他の監査役及び従業員、またはこれらの人から報告を受けた者から上記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものにしております。常勤監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、毎月開催する監査等委員会において、非常勤の監査等委員と共有しております。

当社及び当社子会社は、これらの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底しております。

(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするために、監査等委員がいつも取締役及び従業員に対して報告を求めることが可能となるとともに、監査等委員の社内の重要な会議への出席を拒まないものといたします。また、監査等委員は、会計監査人、業務改善推進室と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて法律顧問と意見交換等を実施できるものといたします。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求を受けたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社はコンプライアンス遵守を実践するために、内部統制システムに関する基本方針を決定し、その中で「当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた対応をコールド本部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。」と定めております。

また、反社会的勢力との関係遮断に関するルールを制定し、当社グループ各社における反社会的勢力への対応に関する基本方針を定めております。

これらの対応方針について、朝駆での啓蒙活動、グループウェアへの掲示などにより、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

具体的な取り組みとしては、取引先に関しては、日経テレコムによる記事検索を実施しており、必要に応じ取引開始前に信用調査を行い、万一取引先が反社会的勢力であった場合に契約解除できるよう、契約においては反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

株主に関しては、当社上場企業であるため直接にコントロールは出来ませんが、半期末、期末の基準日における株主を確認し、属性の分からぬ大株主については、株主名簿管理人を通じて身元確認をしております。

役員、従業員に関しては、反社会的勢力と関係がないことを本人に確認するとともに、誓約書の提出を義務づけております。

また、警察署及び弁護士事務所などにより開催される反社会的勢力の排除に関するセミナー等には、管理部門法務担当が積極的に参加しております。役員、従業員に対し情報のフィードバックを適宜行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

継続的に社内体制を見直し、コーポレートガバナンス体制をより強固なものにすべく必要な制度、規程等を整備しております。

当社の会社の機関及び内部統制システムを図式化すると以下のとおりであります。

